

付録第二(第四十条関係)

$\Sigma (P+C)r$

Pは、算定期間の各日における指定地域(海外のでん粉の主要な生産地域であつて農林水産大臣が指定するものをいう。以下この付録において同じ。)におけるでん粉の市価の平均額

Cは、でん粉についての指定地域から本邦の輸入港に到着するまでに要する運賃及び保険料の標準的な額に本邦の輸入港におけるでん粉の船卸しに要する標準的な費用の額その他の輸入に要する標準的な費用の額を加えて得た額

rは、算定期間における指定地域から輸入されるでん粉の数量の合計数量のうちそれぞれの指定地域からの輸入に係るでん粉の数量の占める割合